

佐野市運動公園等 3 施設 指定管理者 募集要項

○佐野市運動公園

○佐野市佐野武道館

○栄公園

令和 8 年 7 月

栃木県佐野市

産業文化スポーツ部 スポーツ推進課

目 次

1 指定対象施設の概要等	2 ～ 1 1 ページ
2 応募資格	1 2 ～ 1 3 ページ
3 指定期間	1 3 ページ
4 指定管理者が管理する施設の管理基準	1 4 ～ 1 5 ページ
5 指定管理者が行う業務の範囲	1 6 ページ
6 リスク分担	1 7 ～ 1 8 ページ
7 指定管理料等について	1 8 ～ 1 9 ページ
8 審査基準・選定方法	2 0 ～ 2 2 ページ
9 選定結果の通知	2 2 ページ
10 基本協定・年度協定の締結	2 2 ページ
11 指定辞退等による賠償責任	2 2 ページ
12 指定管理者の指定の取消し	2 2 ページ
13 指定までのスケジュール	2 3 ページ
14 応募手続等	2 3 ～ 2 5 ページ
15 問い合わせ先及び書類の提出先	2 5 ページ

【添 付 書 類】

- 1 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 2 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- 3 佐野市体育施設条例
- 4 佐野市都市公園条例
- 5 佐野市運動施設利用規則
- 6 佐野市行政財産使用料条例
- 7 説明会(現地見学会)参加申込書
- 8 佐野市運動公園等3施設指定管理者の応募に関する質問書

【資 料】

- 資料1 佐野市運動施設指定管理者業務仕様書
資料2 佐野市運動公園プール指定管理者業務仕様書
資料3 樹木維持管理共通仕様書

【別 紙】

別紙1～3 各施設業務基準

【提出書類様式】

- 「提出書類一覧」及び「提出書類様式」
様式第1号～第4号
参考様式 共同事業体協定書兼委任状
共同事業体構成員表

佐野市運動公園等3施設指定管理者募集要項

佐野市が設置している、佐野市運動公園(以下「運動公園」という。)、佐野市佐野武道館(以下「佐野武道館」という。)、栄公園の3施設(以下「指定施設」という。)について、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

1. 指定対象施設の概要等

本指定施設は、市民の健康増進、体位及び体力の向上を図ることを目的として設置されています。

(1) 運動公園

①所在地 佐野市赤見町2130番地2

②開設時期 昭和51年4月

③敷地面積 320,200㎡

④施設概要

ア 花・花薬局さの体育館(市民体育館)

供用開始 昭和51年4月

構造 鉄筋コンクリート造及び鉄筋構造平屋建

延床面積 4,130㎡

・主競技場 2,015㎡(観客席660席)

※令和8年4月1日よりアリーナ床面リニューアルオープン

バレーボール2面、テニス2面、バスケットボール2面

バドミントン8面、卓球台30台

・卓球場 234㎡ 卓球台7台常備

・トレーニング室

・その他施設 更衣室(男女)、シャワー室(男女各5個)器具室、放送室、応接室、医務室、トイレ(男女、多目的トイレ)事務室等

イ エイジェック佐野野球場(野球場)

供用開始 昭和52年4月

球場面積 30,030㎡

構造 メインスタンド 鉄筋コンクリート造3階建

内野スタンド 鉄筋コンクリート造2階建

外野スタンド 芝生スタンド

主要施設 グラウンド12,689㎡(内野クレイ仕上げ、外野芝生)

本塁センター間120m、本塁両翼間92m

収容人員 メインスタンド席2,642人、内野スタンド席3,492人

外野席 5, 256 人

その他施設 1 階スタンド 放送室、報道室、審判員室、医務室、更衣室、器具室、トイレ（男女）

2 階スタンド 事務室、会議室、休憩室、トイレ（男女、多目的トイレ）

照明設備 6 基

スコアバックスクリーン 1 基

ウ 清酒開華スタジアム（陸上競技場）

供用開始 昭和 63 年 4 月

面積 34, 000 m²

構造 メインスタンド 鉄筋コンクリート造 3 階建
トラック 全天候型ウレタン舗装

主要施設 ・フィールド 20, 159 m²

トラック 400m×9 コース、100m×9 コース、3,000m 障害

アウトフィールド 棒高跳び、3 段跳び、雨天練習 2 コース

インフィールド 走り高跳び、砲丸投げ、槍投げ等

フィールド内芝生

・トレーニング室

ツイストマシーン 1 台、トランポリンツイスター 1 台、ウォーク

ラン 1 台、ベルトバイブレーター 2 台、セノックマット 2 枚、

ローマンベンチ 1 台、マタッファー 1 台、トレッドミル 2 台

・その他施設等

放送室、会議室、事務室、多目的広場（遊具含む）、芝生広場

ジョギングコース兼園路、夜間照明塔、トイレ（男女、多目的

トイレ）、更衣室・シャワー室（男女）、倉庫、

収容人員 メインスタンド 1,400 人 芝生盛土スタンド 4,600 人

エ コンチネンタルホームフィールド（第 1 多目的球技場）

供用開始 昭和 55 年 4 月

令和 3 年 8 月 1 日より人工芝グラウンド

面積 13, 000 m²

主要施設 競技フィールド 11, 404 m²

ラグビー・サッカー・野球・ソフトボール等

その他施設 管理棟（更衣室（シャワー室含む）、会議室、倉庫、トイレ等）

オ ハートフル保険フィールド（第 2 多目的球技場）

供用開始 平成 8 年 10 月

	平成24年4月より人工芝グラウンド
面 積	20,000 m ²
主要施設	競技フィールド9,503 m ² サッカー、ラグビー等
その他施設	シャワー室（4個）、更衣室、休憩室、放送室、倉庫、トイレ等
カ テニスコート	
供用開始	昭和53年4月
面 積	9,000 m ²
施設内容	人工芝コート14面 ※令和6年4月1日より人工芝コート（北側7面）リニューアルオープン 夜間照明設備（南側：人工芝コート7面） クラブハウス230 m ² （事務室、更衣室、トイレ、倉庫等）
キ プール	
供用開始	昭和59年6月
主要施設	・流水プール2,175 m ² （L=250m、H=1m） ・ちびっこプール335 m ² （H=10cm～30cm） ・多目的プール475 m ² （H=1.2m～1.4m）
附帯施設	アプローチ広場3,200 m ² 、自由広場6,260 m ² 休憩広場2,380 m ²
その他施設	管理棟（更衣室・ロッカー男女、温水シャワー、食堂、トイレ男女、事務室等）、アプローチ広場、自由広場等
ク 弓道場	
供用開始	平成10年2月
面 積	760 m ² 内 射場棟 243.00 m ² 、的場棟 55.08 m ² 矢取道棟 31.32 m ²
構 造	鉄骨造日本瓦葺き平屋建
施設内容	射場（6人立ち）、巻藁射場、控室、更衣室、看的室、倉庫、湯沸室、トイレ等
ケ 冒険の森	
供用開始	平成4年4月
面 積	10,280 m ²
主要設備	・ローラー滑り台（L=151m、高低差38.5m）

※現在は休止中（改修を検討中）

- ・恐竜（ブラキオサウルス H=13m、W=16m）
- ・展望台（78 m²、H=7m、L=15m、W=2.5m）

※令和7年4月1日よりリニューアルオープン

コ その他公園内施設

供用開始 昭和51年4月～平成8年10月

修景等施設

- ・じゃぶじゃぶ池
- ・ひょうたん池
- ・遊具広場
- ・西入口広場
- ・エントランス広場
- ・ちびっこ広場
- ・植栽
- ・その他（時計塔・モニュメント・野球場北側池等）

駐車場

- ・体育館前 普通車 35 台
- ・体育館東 普通車 79 台（1,315 m²）
- ・野球場東 普通車 13 台（383 m²）
- ・テニスコート南 普通車 27 台（1,095 m²）
- ・陸上競技場南 普通車 103 台（2,505 m²）
- ・第2多目的球技場東 普通車 170 台（9,000 m²）
- ・プール南 普通車 790 台（20,308 m²）

屋外トイレ

- ・運動広場南（男女）
- ・冒険の森（男女）
- ・陸上競技場西（男女）
- ・プール駐車場東1基
- ・プール敷地北1基

（2）佐野武道館

①所在地 佐野市堀米町167番地1

②開設時期 平成3年4月

③規模

敷地面積	3,708.45 m ²
建築面積	1,119.33 m ²
延床面積	1,119.33 m ²

④構造 鉄筋コンクリート造平屋建

⑤施設内容 剣道場2面、柔道場1面

管理室、会議室、指導員室、器具庫、シャワー室、更衣室、トイレ、

ポーチ、中庭、植栽、駐車場（普通車用約 50 台）等

(3) 遠藤照明公園（栄公園）

- ①所在地 佐野市栄町 15 番地
- ②開設時期 昭和 43 年 4 月
- ③規模 敷地面積 26,310 m²
- ④施設内容 野球場 2 面、テニスコート 2 面
管理棟、夜間照明塔、トイレ、駐車場（普通車用約 20 台）

(4) 利用状況

令和 3 年度から令和 7 年度までの利用人数及び利用料金等を以下に示します。なお、令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用を制限または利用を中止した期間があります。

①運動公園

ア 花・花薬局さの体育館（市民体育館）

開館日数及び利用人数

区分 年度	開館日数 (日)	主競技場		卓球場		トレーニング室
		個人利用 (人)	専用利用 (人)	個人利用 (人)	専用利用 (人)	個人利用 (人)
令和 3 年度	252	1,156	18,560	2,652	751	—
令和 4 年度	308	2,012	20,323	4,708	753	1,365
令和 5 年度	309	2,375	24,022	5,564	889	1,612
令和 6 年度	297	2,160	21,604	1,410	3,544	2,707
令和 7 年度	307	1,392	11,948	4,231	2,973	4,125

利用料金収入

利用料金 年度	主競技場		卓球場		トレーニング室
	個人利用 (円)	専用利用 (円)	個人利用 (円)	専用利用 (円)	個人利用 (円)
令和 3 年度	245,990	2,058,680	485,570	113,160	—
令和 4 年度	159,300	2,428,770	526,130	321,550	471,100
令和 5 年度	201,510	3,064,950	663,680	405,870	594,100
令和 6 年度	533,300	2,449,830	285,980	639,420	574,400
令和 7 年度	289,640	1,223,140	792,500	316,630	906,000

イ エイジェック佐野野球場（野球場）

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	利用者数 (人)
令和3年度	169	11,205
令和4年度	209	6,886
令和5年度	210	11,430
令和6年度	209	9,661
令和7年度	258	6,160

利用料金収入

区分 年度	利用料金 (円)
令和3年度	706,810
令和4年度	898,430
令和5年度	1,757,600
令和6年度	712,410
令和7年度	804,420

ウ 清酒開華スタジアム（陸上競技場）

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	専用利用 (人)	個人利用	
			グラウンド (人)	トレーニング室 (人)
令和3年度	264	17,755	8,628	1,699
令和4年度	308	24,770	5,723	1,811
令和5年度	309	19,047	9,290	1,896
令和6年度	297	32,515	4,913	1,684
令和7年度	307	29,371	14,112	1,257

利用料金収入

区分 年度	利用料金 (円)	専用利用 (円)	個人利用・年間利用券合計		合 計 (円)
			グラウンド (円)	トレーニング室 (円)	
令和3年度	172,270	815,300	130,170		1,117,740
令和4年度	328,110	868,020	115,610		1,311,740
令和5年度	312,160	825,700	109,930		1,247,790
令和6年度	509,820	1,083,380	133,760		1,726,960
令和7年度	332,350	1,590,450	253,990		2,176,790

エ コンチネンタルホームフィールド（第1多目的球技場）

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	利用者数 (人)
令和3年度	152	10,202
令和4年度	308	22,929
令和5年度	309	32,906
令和6年度	278	31,608
令和7年度	307	33,157

利用料金収入

利用料金 年度	利用料金 (円)
令和3年度	459,400
令和4年度	1,347,730
令和5年度	1,517,760
令和6年度	1,367,940
令和7年度	1,778,270

オ ハートフル保険フィールド（第2多目的球技場）

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	利用者数 (人)
令和3年度	257	11,423
令和4年度	308	16,961
令和5年度	309	17,407
令和6年度	297	12,772
令和7年度	307	13,826

利用料金収入

利用料金 年度	利用料金 (円)
令和3年度	476,290
令和4年度	477,000
令和5年度	450,450
令和6年度	388,540
令和7年度	410,960

カ テニスコート

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	専用利用 (人)	個人利用 (人)	合 計 (人)
令和3年度	257	11,302	6,562	17,864
令和4年度	308	13,799	9,790	23,589
令和5年度	309	13,121	8,403	21,524
令和6年度	297	15,038	11,971	27,009
令和7年度	307	18,787	12,113	30,900

利用料金収入

利用料金 年度	専用利用 (円)	個人利用 (円)	合 計 (円)
令和3年度	1,812,030	1,565,750	3,377,780
令和4年度	3,151,500	1,449,220	4,600,720
令和5年度	3,201,360	1,471,210	4,672,570
令和6年度	4,188,770	2,092,230	6,281,000
令和7年度	4,008,460	2,208,140	6,216,600

キ プール

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	利用者数 (人)
令和3年度	8	3,457
令和4年度	33	9,404
令和5年度	35	20,876
令和6年度	40	17,835
令和7年度	39	16,111

利用料金収入

利用料金 年度	利用料金 (円)
令和3年度	660,270
令和4年度	2,156,710
令和5年度	4,132,930
令和6年度	3,609,150
令和7年度	3,147,560

ク 弓道場

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	専用利用 (人)	個人利用 (人)	合 計 (人)
令和3年度	257	88	3,132	3,220
令和4年度	308	425	3,390	3,815
令和5年度	309	1,248	2,303	3,551
令和6年度	279	884	3,712	4,596
令和7年度	307	200	4,436	4,636

利用料金収入

利用料金 年度	専用利用 (円)	個人利用 (円)	合 計 (円)
令和3年度	1,310	181,980	183,290
令和4年度	8,850	151,910	160,760
令和5年度	9,660	267,490	277,150
令和6年度	8,850	257,520	266,370
令和7年度	980	259,430	260,410

ケ 冒険の森

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	ローラー滑り台 (人)
令和3年度	112	3,570
令和4年度	118	4,177
令和5年度	124	3,250
令和6年度	85	3,289
令和7年度	20	658

利用料金収入

利用料金 年度	利用料金 (円)
令和3年度	584,570
令和4年度	649,950
令和5年度	494,480
令和6年度	463,240
令和7年度	92,910

②佐野武道館

開館日数及び利用人数

区分 年度	開館日数 (日)	柔道場 (人)	剣道場 (人)	会議室 (人)	利用者数 (人)
令和3年度	257	5,709	4,987	—	10,696
令和4年度	308	6,910	6,604	24	13,538
令和5年度	309	9,157	7,934	31	17,122
令和6年度	307	9,832	7,918	165	17,915
令和7年度	307	9,682	6,847	127	16,656

利用料金収入

利用料金 年度	専用利用 (円)	個人利用		合計 (円)
		2時間以内 (円)	年間利用 (円)	
令和3年度	116,250	4,840	331,280	452,370
令和4年度	52,760	143,150	397,900	593,810
令和5年度	154,860	167,241	454,640	776,741
令和6年度	304,480	8,440	412,770	725,690
令和7年度	276,730	7,820	433,590	718,140

③遠藤照明公園（栄公園）

開場日数及び利用人数

区分 年度	開場日数 (日)	野球場 (人)	テニスコート (人)
令和3年度	222	5,226	645
令和4年度	359	5,244	238
令和5年度	360	3,894	480
令和6年度	307	4,006	671
令和7年度	307	2,759	537

利用料金収入

利用料金 年度	野球場 (円)	テニスコート (円)	合計 (円)
令和3年度	25,550	2,460	28,010
令和4年度	307,210	3,260	310,470
令和5年度	350,340	7,920	358,260
令和6年度	147,730	8,260	155,990
令和7年度	112,090	320	112,410

2-1. 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すときは、その損害の賠償を請求する場合があります。

(1) 令和8年4月1日現在、設立後3年以上経過している法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 団体又はその代表者が、次に掲げる事項に該当しないこと。

- ・市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）。ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体。
- ・佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年9月26日条例第237号）第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当するもの。
- ・国税、市税、県税に未納があるもの（納期限が到来していない場合を除く）。

(3) 次に掲げる各号のいずれかを満たすこと。

- ・指定管理者として複数の体育施設を一括管理する実績を有すること。
 - ・PPP／PFI事業による体育施設の維持管理・運営の実績を有すること。
- （※指定管理者制度は除く。）

(4) 複数の企業により構成される共同事業体（コンソーシアム）である場合は、次の要件を満たしていること。

- ・構成員が本施設の指定管理者の応募にあたり、他の共同事業体の構成員として、又は単独での応募を行っていないこと。
- ・共同事業体内の責任の所在及び業務分担等を明確化するために、構成団体間で「共同事業体協定書兼委任状」を締結するものとする。

- ・代表者を含む構成員すべてが応募資格の(1)及び(2)の要件を満たしていること。また、応募資格の(3)の要件は、条件を満たす構成員がグループ内に含まれること。

2-2. 応募時点の要件

令和5年7月1日から募集開始日（令和8年7月1日）までの期間において、市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が、応募団体(※)の代表者等の役員、顧問その他の職に就いていたことがある場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

※ここでいう「応募団体」とは、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」に該当する団体に準じます。

したがって、

- ①「資本金等の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に
出資しているもの」を含みます。
- ②「市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体」は除きます。

【留意事項】

本要件は応募時点での要件とし、指定管理者の候補者として選定された後は、本要件は適用しません。

(例) 指定管理者の候補者として選定された日以降に行われた市長選挙、市議会議員選挙において当選した者が、令和5年7月1日から募集開始日（令和8年7月1日）までの期間に申請団体の代表者等の役員、顧問その他の職を務めていた場合であっても、欠格とはなりません。

ただし、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」は引き続き適用されます。
したがって、新たに市長や市議会議員に当選した者が、指定管理者である団体等（指定管理者候補者も含む）の役員等に現職として就いている場合、市長や市議会議員に就任する日の前日までに当該役員等を辞職しないと、手続条例第2条の2第1項第1号の「欠格事由」に該当し、指定管理者である団体等は欠格となることから、指定が取り消されることとなります。

3. 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第13条に基づき、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

なお、この指定期間は議会の議決により変更になる場合があります。

4. 指定管理者が管理する施設の管理基準

指定管理者は次に掲げる管理基準に従い、指定施設の適正な管理を行うものとします。

(1) 利用時間及び休館(場)日

佐野市体育施設条例及び佐野市都市公園条例で定める日

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときには、市長の承認を得て利用時間の変更、又は休館(場)日の変更、あるいは休館(場)日を臨時に定めることができます。

(2) 関係法令等の遵守

関係法令及び条例等を遵守し、指定施設の適正な管理を行うこととします。

① 地方自治法や労働関係法令、佐野市体育施設条例及び佐野市都市公園条例などの関連する法令等を遵守し、業務を行ってください。

② 指定管理者が行う利用の許可などの条例に基づく処分については、佐野市行政手続条例が適用されます。

(3) 質の高いサービスの提供

公の施設である指定施設の設置目的と役割を十分に理解し、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスを提供できるよう、物的能力及び人的能力の確保に努めてください。

また、指定施設の設置目的等を損なわない範囲で、指定管理者自らが自主的にサービスを提供することができます。ただし、その場合は、市と協議してください。

(4) 平等・公平な取扱い

指定施設は、市民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための「公の施設」であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをしてください。

また、「正当な理由」がない限り、施設の利用を拒むことはできません。

(5) 適切な施設の維持管理

施設設備及び備品について、施設の機能を最大限発揮できるよう、適切な維持管理を行ってください。

また、指定施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状回復することを条件に、指定管理者が自主的に施設・設備の一部を変更、改修、整備することができます。ただし、その場合は、市と協議してください。

(6) 守秘義務

指定施設の管理運営上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用することはできません。指定期間が終了した後、又は指定の取消後も同様です。

(7) 個人情報の保護

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定が適用されます。個人情報の取り扱いに関する管理規定を定める等、個人情報の保護対策を充分に行ってください。

(8) 情報公開

佐野市情報公開条例(平成17年佐野市条例第8号)の規定に基づき、業務上作成し、

又は取得した文書等について、適切な情報公開が行えるよう、必要な措置を講じてください。

(9) 文書等の管理について

指定管理業務を円滑に実施するため、指定管理業務を開始する一定前の時期までに、文書等の管理に関する規程及び管理帳簿書類を作成し、適切に管理・保存してください。

また、指定期間終了後に、市の指示に従い引き渡してください。

(10) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。また、地震などの災害や事故・事件などの発生時において、市をはじめ警察・消防等との連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。なお、大規模な災害が発生した場合は、市の災害対策に協力してください。

(11) 市及び教育委員会等が実施する事業への協力

市及び教育委員会等が指定施設において実施する事業については、積極的に支援、協力してください。

なお、運動公園市民体育館は選挙時、選挙本部及び開票場となっているため、施設の開放について協力してください。また、選挙準備及び開票準備並びに選挙事務終了後作業に関しても同様とします。

(12) インボイス制度への対応

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応については、市と調整の上、適切に実施してください。

実施内容については、以下のとおりです。

- ・ 現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）を買手である事業者に交付してください。
- ・ 交付したインボイスの写しを約7年間保存してください。

(13) ネーミングライツ（施設命名権）

指定期間中に、ネーミングライツパートナー契約に基づく愛称を用いることになった場合は、指定管理者は変更された愛称を使用してください。また、施設の命名権に付随してネーミングライツパートナーが実施することができる権利がある場合は、その円滑な実施に向け協力してください。

(14) 環境問題への取組み

環境保全のため、市が取組んでいる省エネルギー、省資源等への取組みに協力してください。

(15) 調査・報告への協力

指定施設に係る市、県、国等が実施する各種調査・報告については、速やかに対応してください。

※詳細は業務仕様書を参照してください。

5. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。なお、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負うことはできません。また、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市との協議が必要です。

(1) 施設の運営に関すること

- ①人員配置
- ②職員の研修
- ③施設、器具類の貸付
- ④利用料金に関する業務

(2) 利用の許可等に関すること

- ①利用申込みの受付、許可等
- ②利用の変更、取消し等
- ③特別の設備の設置等の許可
- ④運動公園陸上競技場及び市民体育館トレーニング室講習会の実施

※令和9年3月31日以前において、受付した予約及び年間利用調整により許可した大会などは引き継ぐこととし、管理者の変更により利用者が不利益を被らないようにしてください。

※ 指定管理期間最終年度における翌年度利用予約に係る利用料金収入は預かり金として適切に保管し、市又は市が指定するものに引き渡すこと。

※ 市民等が運動公園陸上競技場及び市民体育館トレーニング室を利用する場合は、事前にトレーニング室講習会を受講し、「トレーニング室使用許可証」の交付を受けることを条件としています。講習会の実施は指定管理者の業務となりますので、内容、頻度、実施体制について提案してください。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ①施設・設備等保守点検業務
- ②施設・設備の修繕業務
- ③清掃業務及び植栽の管理業務
- ④保安警備業務

(4) その他

- ①緊急時の対応
- ②事業の広報等
- ③各種要望やクレーム対応及び処理

※詳細は業務仕様書を参照してください。

6. リスク分担

社会情勢や環境の変化などに伴い、新たな経費等を要することとなった場合、その負担については、原則として次の表に掲げる内容に基づくものとします。なお、リスク分担表に無い項目や、内容に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ解決するものとします。

リスク分担表 （負担者に○）

No	項 目		リ ス ク 分 担 の 内 容	負 担 者	
				市	指 定 管理者
1	募集要項 仕様書		募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
2	応募		事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
			応募費用に関するもの		○
3	法令等の変更		施設の管理・運営に影響を及ぼす法令の変更によるもの	○	
			指定管理者自身に影響を及ぼす法令の変更によるもの		○
4	物価・金利の変動		物価・金利の変動による経費・収入の変動		○※
5	需要変動		施設競合等による需要の変動		○
6	施設設備 の損傷	施 設 の 修 繕	施設等の劣化及び特定できない第三者による行為（30万円未満のもの）		○
			運動公園陸上競技場及び市民体育館のトレーニング器具の劣化及び特定できない第三者による行為		○
			各施設の備品の劣化及び特定できない第三者による行為		○
			車両及び作業用機械の劣化及び特定できない第三者による行為		○
			施設等の劣化及び特定できない第三者による行為（上記以外のもの）	○	
			指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設等の損傷		○
			市の責めによる事故・火災等による施設等の損傷	○	
			管理上の瑕疵による損傷		○
			施設の構造上の瑕疵によるもの	○	
7	行政的理由による事業の変更		行政的理由により業務の全部又は一部を中止、若しくは業務内容を変更したもの	○	
8	計画変更		市の指示によるもの	○	
			上記以外（指定管理者の提案を受け、市の承認を得たものを含む）		○

9	許認可遅延	市が取得すべき許認可取得の遅延、失効等	○	
		上記以外のもの		○
10	運営リスク	管理上の瑕疵による業務中止など		○
		市が所有する施設・機器の不備や施設改修等による経費の増加及び業務中止など	○	
		指定管理者の提案による自主事業等に関わるもの		○
11	セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏えい・犯罪発生等		○
		上記以外のもの	○	
12	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
		上記以外のもの	○	
13	事業運営	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
		市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
14	利用者への対応	管理業務内容に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望に関するもの	○	
		地域・住民への対応、協調		○
		管理業務に関し施設利用者への対応に関するもの		○
15	不可抗力	天災・暴動等による履行不能等	○	
16	債務不履行	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		市の方針転換、その他手続の遅延等によるもの	○	
17	事業終了時	指定管理業務終了時の撤収、現状復帰に関わる経費		○

※公共料金等の他からの調達が困難なものの価格上昇や、著しい価格上昇等により管理の継続が困難と認められる場合に限り、協議により市が負担します。

7. 指定管理料等について

(1) 指定管理者は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに市が支払う指定管理料により、管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

① 指定管理料の予定金額

指定期間の指定管理料は、次に掲げる金額以内とします。なお、提示した金額又は事業者より提案された金額は、議会の議決により変更になる場合があります。

指定管理料：796,005,000円（5年間の指定管理料上限）

② 市が支払う指定管理料に含まれるもの

・人件費

・物件費 {消耗品費、修繕費（施設設備については1件につき30万円未満、トレーニング器具や施設の備品及び作業用機械については全額）、光熱水費、保守点検、維持管理に要する経費}

※トレーニング器具については、購入費用を含んでおり、指定管

理期間の終了後は施設備品として残置することになります。

※車両については、軽トラック（ダンプ機能有）の更新費用を含んでおり、指定管理期間の終了後は施設備品として残置することになります。

・事務費

・事業費

③ 物品の貸与

業務に要するもので施設に付帯している主要な物品については、市が無償で貸し付けますが、車両に関しては自動車検査登録制度の更新に係る費用は指定管理料に含まれます。

- (2) 指定管理料は、会計年度ごとに市と指定管理者の協議に基づき決定します。なお、原則的には提出された収支計画書が指定管理料のベースとなります。
- (3) 原則として指定管理料は精算しませんが、例外的に光熱費など経費が大きく増減することが見込まれるものについては、収支計画書との乖離が発生した場合協議のうえ、精算を行う協定を結ぶこととします。
- (4) 施設の利用料金は、指定管理者の収入となります。
- (5) 市が提案を求め、（又は指定管理者が提案し）審査により市が認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、指定管理者の収入となります。
- (6) 各年度の業務収支報告書において、指定管理料を含めた収入の合計額が、管理運営経費を含めた支出の合計を上回る場合で、その収支差額が予め合意した収支予算書の指定管理料の3%を上回った場合には、その超過した額の50%を原則市に還元することとします。
- (7) 指定管理料は、会計年度ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払います。支払い時期や額、方法は「年度協定」で定めます。
- (8) 市では今後、使用料等の見直しを実施する可能性があります。そのため、指定期間中に施設の利用料金等が変更になる場合があります。施設の利用料金等が変更になった場合は、市民への周知活動を市と協力して行うとともに、収入の増減があった場合は次年度の指定管理料について協議を行うものとします。（指定管理料を変更する場合があります。）
- (9) 指定期間中に施設等の更新や休止・廃止等する場合は指定管理料を変更する場合があります。
- (10) 法人税等について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については佐野市役所市民税課、②については佐野市役所資産税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8. 審査基準・選定方法

(1) 基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。また、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの縮減等を図ることを目的としています。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 選定方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する一次審査と、一次審査を通過した応募者について、事業計画書等の内容を審査する二次審査を行います。二次審査は申請者からのプレゼンテーションを踏まえて採点を行います。

審査は、副市長（委員長）、行政経営部長（副委員長）、総合政策部長、学識経験者で構成する選定委員会において非公開で行います。（審査結果については、後日公開いたします。）

(3) 審査基準

一次審査及び二次審査の審査基準は次のとおりです。

一次審査（資格及び書類審査）

No	審 査 項 目
1	令和8年4月1日現在、設立後3年以上経過している法人又はその他の団体（以下「団体」という。）であること
2	市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に投資しているものを含む。）でないこと（ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く）
3	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと
4	暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと
5	佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年9月26日条例第237号）第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体でないこと

6	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当しない者であること
7	国税、市税、県税に未納がないこと（納期限が到来していない場合を除く）
8	指定管理者として複数の体育施設を一括管理する実績を有すること またはP P P / P F I 事業による体育施設の維持管理・運営の実績を有すること （指定管理者制度は除く。）
9	共同事業体である場合、募集要項に記載された共同事業体の要件を満たしていること
10	提出書類等が募集要項、業務仕様書の内容を満たしていること
11	業務仕様書に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること 又は、指定管理者の候補者に選定された場合、速やかに必要免許・資格を取得することが可能なこと

二次審査（提案内容等による審査）

事業者より提出された事業計画書を審査し、選定委員会当日に行われるヒアリングの内容を加味して採点、選定を行います。審査における基準及びその観点は次のとおりです。

審査基準及び審査の観点	配 点
(1) 利用者の平等な利用が確保できること ①平等利用を確保するための体制、モニタリング ②情報公開、広報の方策	10
(2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること ①利用者に対するサービス向上の方策 ②サービスの質を確保するための体制や利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など ③利用促進・利用者を増やすための方策 ④利用者への新規提案事業（スポーツ教室等）の内容 ⑤提案内容の実現性	25
(3) 事業計画の内容が管理経費の縮減が図られるものであること ①「管理経費の縮減」に対する基本的な考え方 （理解度、取組姿勢など） ②指定管理料の設定額、妥当性 （サービスとコストのバランスなど） ③収支計画の妥当性	15

(4) 施設の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有していること ①応募団体の経営状況 ②当該公の施設に類似するあるいは関連する事業、業務などの管理実績、知識 ③管理体制や人員配置の妥当性 ④組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識等を有しているか ⑤スタッフの育成に対する取り組み ⑥リスクへの対応能力（防止策、資金力、賠償能力）	30
(5) 利用者の安全が確保できること ①利用者の安全確保のためのチェック体制、方策 ②施設・設備の保守点検体制 ③防犯・防災に対する取り組み ④事故の防止策（非常時の対応マニュアル等）	20

9. 選定結果の通知

一次審査の結果については、応募のあった事業者のうち、失格の場合のみ10月上旬までに文書で通知します。

二次審査の結果については、応募した全ての事業者に11月上旬までに指定管理者の候補者選定（不選定）通知書」を通知します。

なお、指定管理者の指定にあたっては、議会の議決を経て決定となります。

「指定管理者の候補者選定通知」をもって、指定管理者として指定されることを約束するものではありません。

10. 基本協定・年度協定の締結

市議会における指定議案の議決後、従来の管理委託における委託契約書に代わるものとして、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の①基本協定と、年度ごとに決定する指定管理料の額や特記事項等について定める②年度協定を締結します。

11. 指定辞退等による賠償責任

指定管理者の候補者として選定された事業者は、正当な理由なく指定の辞退または協定の締結を拒否した場合、市に生じた賠償責任を負うものとします。

12. 指定管理者の指定の取消し

適正な管理に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者は指定管理業務の継続が困難になる恐れが生じた場合には速やかに市に報告し、協議するものとします。

13. 指定までのスケジュール

(1) 募集要項の公表・配布

令和8年7月1日(水)～令和8年8月21日(金)

市ホームページに掲載。

次の窓口において配布いたします。

・産業文化スポーツ部スポーツ推進課（佐野市高砂町1番地）

※ただし、スポーツ推進課は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとします。質問の受付等についても同様です。

(2) 現地説明会の開催

令和8年7月21日(火) 午前9時30分から

運動公園陸上競技場会議室において開催いたします。

参加希望者は、説明会参加申込書（添付書類6）を7月14日（火）正午まで（必着）にスポーツ推進課まで郵送・FAX・電子メール又は持参により申込みをしてください。（申込みが、FAX・電子メールの場合は、電話で受信確認の連絡を取ってください。）なお、参加者は1団体2名までとします。

(3) 質問受付期間

令和8年7月28日(火)～令和8年8月3日(月) 午後5時必着

質問書（添付書類7）により質問の内容（1枚につき1件）を簡潔にまとめて、スポーツ推進課まで郵送・FAX・電子メール又は持参により提出してください。

(4) 申請書受付期間

令和8年8月24日(月)～令和8年8月27日(木)

申請書を提出される方は、この期間内に直接申請書をスポーツ推進課窓口を持参してください。（郵送・FAX・電子メール等での受付はいたしません）

(5) 一次審査（資格審査等） 令和8年9月上旬

(6) 二次審査（提案内容等の審査） 令和8年10月中旬

(7) 選定結果の通知・公表 令和8年10月下旬～11月上旬頃

選定結果については、選定・不選定いずれの場合においても応募者全員に通知し、指定管理者の指定については公表します。

(8) 市議会へ指定議案を上程 令和8年12月

(9) 指定の通知 令和8年12月下旬

(10) 基本協定の締結 令和9年1月以降

(11) 事務引継 基本協定の締結後

(12) 年度協定の締結 令和9年4月1日（木）

14. 応募手続等

(1) 申請類等の提出方法等

市のホームページ又はスポーツ推進課で書類を入手し、スポーツ推進課へ直接提出してください。（郵送、FAX、電子メール等での受付はいたしません。）申請受

付期間は、令和8年8月24日(月)～令和8年8月27日(木)までとします。(ただし、受付時間は午前8時30分から午後5時までです。)なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、審査期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「提出書類様式」のとおり

(3) 質問の受付・回答

質問受付期間(令和8年7月28日～令和8年8月3日)に受理し、その内容が公正な競争のため応募者全員に公表すべきと判断したものについては、現地説明会参加者名簿に記載された全事業者に公表します。応募事業者からの質問事項及び回答については現地説明会の参加者名簿を基本に行いますので、現地説明会に参加をお願いします。なお、現地説明会に参加できなかった応募事業者については、スポーツ推進課にご照会ください。

(4) 申請にあたっての留意点

① 接触の禁止

審査委員、市職員その他本件関係者に対し、本件提案の審査に影響を与えるおそれのある接触を禁止します。

なお、当該接触が認められた場合には、失格となることがあります。

② 重複申請の禁止

1団体の申請は1施設につき1つとし、複数のグループの構成団体として同一の施設について申請することはできません。又、グループで申請を行った場合、グループを分割し又は個々の団体として同一施設に申請することはできません。団体又はグループが他の施設について申請することは差し支えありません。

③ 申請内容変更の禁止

申請書類等の内容を変更することはできません。(軽易なものを除く)

④ 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤ 申請書類の取扱い

申請書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。

⑥ 申請の辞退

申請を行った後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出してください。

⑦ 費用負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

⑧ 提出書類の取扱い・著作権

申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本施設の管理運営に関し公表する場合、その他市が必要と認める場合には、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

⑨ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合もあります。

⑩ 資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲以内であっても、市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

⑪ 公文書

申請書類は、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第2条に定める公文書にあたり、情報公開の対象となります。

15. 問い合わせ先及び書類の提出先

（１）問い合わせ先

佐野市産業文化スポーツ部スポーツ推進課（担当：スポーツ施設係）

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市役所3階

電 話：0283-20-3049

FAX：0283-20-3029

e-mail：spkanri@city.sano.lg.jp

（２）書類の提出先

佐野市産業文化スポーツ部スポーツ推進課

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市役所3階

電 話：0283-20-3049